

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（488）
2. 日時：令和5年4月11日 10時00分～10時25分
10時35分～11時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官、小野安全審査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他7名

原子力事業統括部 原子力安全・品質保証部長※、他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書（添十一 r. 3. 0）
- （2）泊発電所3号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書（添十一-9 r. 3. 0）
- （3）泊発電所3号炉 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書について
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第31条 監視設備（DB31 r. 9. 0）
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第31条 監視設備（DB31-9 r. 8. 0）
- （6）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第31条 監視設備

- (7) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r. 8. 0)
- (8) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2. 17 監視測定設備【60条】(SA60 r. 8. 0)
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条 (SA60H r. 9. 0)
- (10) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r. 8. 0)
- (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r. 8. 0)
- (12) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条 (SA60H-9 r. 3. 0)
- (13) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等
- (14) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第60条 監視測定設備
- (15) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への基準適合について 第六十条(監視測定設備)(審査会合における指摘事項回答)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請。
0:00:08	添付11と、監視関係のヒアリングを開始します。それでは、まず事業者の方から説明をお願いします。
0:00:19	はい。北海道電力矢田です。添付資料11ということで、品証関係の説明書ということでまとめさせていただきましたよろしくお願いたします。
0:00:27	資料幾つかご用意しておりますけれども、比較表メインに、5分程度でポイント絞ってご説明させていただきたいと思います。
0:00:34	これについては小林からよろしくお願いたします。
0:00:40	北海道電力の小林と申します。それでは添付11のご説明をしたいと思います。比較表を中心にご説明するというので、比較表のタイトル、泊発電所3号炉、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る
0:00:53	品質管理に必要な体制の整備に関する説明書比較表ということで、1枚めくってください。
0:01:01	この1枚目に、
0:01:02	9月30日時点から変更した部分を黄色としてマスキングしております。
0:01:08	特に1ポツ3のバックフィット関連事項というのはなしとしまして何でない、ないのかというのを下に理由とともに記載してございます。
0:01:15	2ポツ、女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要ということで、
0:01:20	9月30日時点では、
0:01:23	品品質管理基準規則施行後に、設置変更許可を取得した嶋で2号炉の再稼働申請の案件と、あと大井34号炉の案件との比較を行ってございました。
0:01:35	その5、先行審査試験を適切に反映する観点で、リファレンスを女川2号炉の有毒ガス防護
0:01:42	2022年の6月の許可が出たもの、それと、至近の審査知見を確認する観点で東海第2の誘導かつ防護ということでこれは2023年1月、先日許可が出た。
0:01:52	もので、この添付書類重視を確認することで記載全体を見直しております。ですので、前回のものを比べて、リファレンス対象を新しいものに入れ替えたということで、
0:02:05	泊の記載についても全面的に記載を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:08	変更しております。
0:02:10	1枚めくってください。
0:02:13	添付11ページ目となります。
0:02:16	先ほどご紹介いたしましたようにレファレンス最初を入れ替えましたので、全体として黄色になってしまうので、右側のそういう理由にございますように、記載全体の見直しを行っております。ですので、
0:02:27	前回提出版からの修正箇所を示す。
0:02:29	黄色のマーキングというのを実施しておりません。
0:02:33	それで次のページから実際の中身の、
0:02:35	ご説明に入らせていただきます。
0:02:39	まず作り方と1いたしまして、お腹真ん中の女川原子力発電所2号炉の有毒ガス、こちらに合わせて記載を検討した上で、
0:02:49	先日許可が出た東海第2の発電所の有毒ガスの添付11を見ております。で、女川、
0:02:56	に対して東海大の記載が変わっておるものにつきましては、
0:03:01	先行の知見を反映するというので、東海第2の記載を、
0:03:06	しておりましてその後ね、そういう理由のところに、東海実績の反映という記載をしてございます。
0:03:12	全体的に、東海第2の記載と女川2号炉の記載が異なる部分については、東海第2の記載に合わせるという構成としております。
0:03:21	添付11の構成全体については同じ構成となっております。
0:03:27	3ページ目ご覧ください。
0:03:32	こちら中段のところにただし書きがございます。3ポツ、設計活動に係る品質管理の実績ということで、ここも女川2号炉の有毒ガスに合わせた記載としております。
0:03:43	この記載のように、東海第2はないんだけど、女川に記載があるようなものにつきましては、女川2号炉の記載を、
0:03:51	を用いているという構成としております。ここにつきましては、記載方針の相違としておりまして、
0:03:57	なんで翁長に記載があるのとで何で東海第2に記載がないのというのを書いてございまして、こちらは、女川泊というのは、品質管理基準規則施行前にも、申請に係る活動を実施してるために本項目を記載してございます。
0:04:10	一方で、当会は、この東海第2のいうところはその申請というのが、品質管理基準規則施行後に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:17	すべてこの品質管理基準規則施行後に申請に係る数を行ったため本項目が記載してないと。
0:04:25	となっております。
0:04:30	4 ページ目ご覧ください。
0:04:33	こちらは、
0:04:35	11 につきましては、この申請に係る体制評価ということでこちらは、それぞれ各社の体制評価というものになってございます。
0:04:44	同様に、5 ページ目に行きまして、
0:04:49	第 1 票の設計及び調達の実施の体制につきましても各社のこの申請に係る
0:04:55	体制を書くということになっておりまして、泊 3 号炉の場合は再稼働申請に係る
0:05:00	体制ということで、東海第 2 を長井よりも関係する箇所が多いという記載となっております。
0:05:08	5 ページ目以降で、青字で出てくるところがございますこちらは、
0:05:13	女川と東海第 2、
0:05:15	この審査の知見等を反映して、記載が異なるところについては、東海実績の反映ということで記載してございます。
0:05:24	同じように 3 ポツ 1 ポツに調達に係る組織というところでもここも組織体制の相違ということで記載が異なる場合がございます。
0:05:34	6 ページ目いきます。
0:05:36	見ていただきましてこちらも同様の、
0:05:39	東海第 2 と女川で記載が異なるところにつきましては、最新知見の反映ということで東海第 2 の記載。
0:05:46	としております。
0:05:48	その旨はそういう理由に記載してございます。
0:05:52	7 ページ目も同様です。
0:05:57	引き続きまして 8 ページ目。
0:05:59	ご覧ください。
0:06:02	こちら 3 ポツ 3 ポツ 3 設計に係る設計における変更というところで、泊 3 号炉は、なお本申請において上記による活動を実施したという記載をしてございます。
0:06:13	女川 2 号炉の場合はこの申請時点では、設計変更して、
0:06:17	ないのでこのなお書きの記載がないんですけれども、東海第 2 や、
0:06:21	泊 3 号につきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:23	設計変更も行っておりますので、なお本申請において上記の活動を実施したという記載としております。このように、活動実績が異なるところにつきましては、赤字で活動実績の相違として、
0:06:36	どこのプラントと違うのかというのもそういう理由に記載してございます。
0:06:41	9 ページ目ご覧ください。
0:06:47	9 ページ目も、今までと同様の、
0:06:50	そういう理由となっております。
0:06:55	10 ページ目ご覧ください。
0:07:00	10 ページ目も同様に、
0:07:02	女川と東海第 2 の記載と答えるところにつきましては東海大の記載に倣った構成としております。
0:07:10	次の 11 ページも同様です。
0:07:13	で、1 ヶ所、
0:07:15	(6) の設工認申請書のところに委員会名称がございましてここは各社の委員会名称を変えているというものになってございます。そういう理由ですと 11 ページの一番下のところですね。
0:07:29	はい。
0:07:30	引き続き 12 ページに行きまして、
0:07:34	こちら記載につ、内容については同じ、同様のことを説明してらんですけれども記載がにつきましては東海の実績に合わせたものとしております。
0:07:46	13 ページご覧ください。
0:07:48	こちら東海の実績を反映して、また、
0:07:53	東海第 2 とそ組織体制を異なる部分についてはその旨、
0:07:57	そういう理由のところ 10 日機組織体制の、
0:08:00	そういった、
0:08:01	いうことを記載してございます。
0:08:04	最後 14 ページご覧ください。
0:08:10	こちら東海実績を反映した記載をしております。
0:08:15	添付 11-比較表の説明は以上となります。
0:08:22	はい。規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
0:08:25	それでは内容の確認に入りたいと思います。
0:08:35	はい。まず、3 ページお願いします。
0:08:42	3 ページの上の方にですね女川の欄を見ていただくと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:46	以下技術基準規則というの後に、等が入ってるんですけど、
0:08:52	これは泊にはない記載でちょっと頭の中身に何が入るのかっていうところを確認したいんですけど、教えていただけますか。はい、ありがとうございます。等の中身ですけれども、こちらは、
0:09:04	東北電力さんにも内容を確認いたしました当初はこの頭の中に設工認で使う技術基準規則と、あと設置許可の基準規則も含むので等を記載していたと。
0:09:15	いうことでした。ただし、それ、そのあと、
0:09:18	審査が進みまして例えば東海第2では等が入ってないんですけども、ここはあくまで設工認に基づく記載をすると。
0:09:25	いうふうに整理をされて通ったと。
0:09:28	いうことで、
0:09:31	泊としても、この設工認かかる記載については、当然設置許可の基準規則も関係するんですけども、設工認と資格であれば、頭を抜いて、技術基準規則のみを書くのが適正であると考えましてこのような記載としております。
0:09:46	規制庁大塚で承知しました。
0:09:49	ちょっとこのそういう理由の記載だけだと、中身がわからないので、先ほどご説明していただいたところですね、そういう理由の方に、
0:09:57	追加していただいてもよろしいでしょうか。承知いたしました。
0:10:07	規制庁大塚です。続きまして8ページをお願いします。
0:10:14	8ページのところで東海第2のところで真ん中辺に赤字があって、はい。
0:10:20	契約及び調達というふうになってるんですけど、女川と泊は調達だけになってて、
0:10:26	その組織体制の相違ということなんですけど、どういった違いがあるのか、ご説明ください。
0:10:32	はい、ありがとうございます。こちらです。
0:10:34	そういう理由ですと組織体制の相違としかかってないんですけども具体的に誰が技術的評価をするかという手法が異なっているというところで、実際に日本原燃さんに確認したところ、
0:10:45	よく女川や、
0:10:47	当社泊3号の場合は、技術部門が技術評価をするんですけども、東海第2の場合は、契約部門がまず窓口になって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:56	契約部門主体で技術的評価をするということで、関連する技術的評価の業務プロセスが、
0:11:04	契約箇所、
0:11:05	からスタートしてそのあと調達を主管する組織、
0:11:09	に技術評価の依頼が出て、最終的にまた契約所管箇所が取りまとめる
0:11:14	と。 いうプロセスになってございます。こちら、これにつきましては、長屋泊につきましては、技術的評価の中には、契約を主管する組織は出てき
0:11:24	ませんので、その旨、 組織体制の相違というふうに記載してございます。
0:11:30	はい。規制庁大塚です。ちょっとここにつきましても、現在の、
0:11:35	そういう理由の記載だけだと、ちょっとそういう理由がわかりませんのでちょっと記載の充実をお願いします。はい、承知いたしました。
0:11:45	はい。規制庁大塚です。
0:11:47	活動実績なんですけど、
0:11:51	泊
0:11:54	記載は比較的その活動実績、
0:11:58	が記載されていると思うんですけど、先行で活動実績が書いてあって泊
0:12:05	で、 書いてないってところは、
0:12:06	ないという理解でよろしいでしょうか。
0:12:10	はい。
0:12:11	ご理解の通りです。
0:12:14	はい。規制庁大塚です。承知しました。私からは以上です。
0:12:21	長でちょっと私も何点が確認させていただきたいんですけども、最初の、
0:12:27	添 11 の 3 ページの比較表 3 ページで、大塚も確認してたと頭のところの記載なんですけれど、
0:12:34	これちょっと気になったのが、一応添付 11 っていうのはその申請ごとに出すものというふうに理解をしているんですけども、
0:12:44	個別申請の有毒ガス、
0:12:47	今比較してるんですけども、その頭の部分っていうのは、その本体許可の時とかと、
0:12:55	あと、もう、新生島根 2 号炉とかと関係、比較したとしても、この等は不要ってことなんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:03	技術、
0:13:05	基準規則だけでいいんですかね何か解釈とかそういうのも全く入らずに、もう規則への適合性だけで、
0:13:13	ふふふ用でいいのかなというのわからなくて有毒ガスって別に
0:13:17	個別申請等で裾それと、何か比較して大丈夫なのかなというところがわからなかったの、ちょっと教えてください。ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。で、先行の記載ぶりも確認しまして島根の再稼働では10日入っておりません。
0:13:31	はい。で、前回の9月30日版で出した大飯34号炉のものでも、等が入ってございませんで、どちらかというとな川が、
0:13:40	等が入っているというところなので、それを整理した上で等は、この記載では不要かなと考えております。
0:13:46	以上ですわかりましたありがとうございます。で、あと、同じ3ページのところの下の緑字なんですけれど、
0:13:53	小中だと本文11号で泊設置許可本文って書いているんですけどこれあれなんすかね他の。
0:14:00	添付書類とかでも、本文何号って書くときは、泊は全部ルールとして設置許可って付けるってことでいいんですか。
0:14:09	ありがとうございます。この添付14の中で、
0:14:12	設置許可本文11号出てくるのが添付11しかないんですけども、その中ではこのような記載としております。で、ここも、女川の場合は、
0:14:21	その上段が設置許可本文この真ん中の緑字の2行へ加瀬地区本部11号って書いてあって、この下が本部11号がという記載になっているので、何か有意な、
0:14:32	有意な差があるのかというのを、
0:14:34	東北電力に確認したんですけども、特に差はありませんと。で、
0:14:40	ことでしたので、であれば同じことを示すのであれば、この添付14の中では、同じ表現を使うのが妥当であろうということで、この箇所以外をすべて設置可本部11号というふうに記載してございますので、その記載に合わせております。
0:14:51	規制庁、承知いたしました。ありがとうございますあと、
0:14:55	41ページの8、8ページなんですけど先ほど大塚も確認してたんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:01	これちょっと東海第2でも有毒ガスの時にも議論になったんですけれども、活動を実施したって書いたものについてはもうちゃんと活動を、本当に次実施してるっていう理解でいいですよ
0:15:14	実績書くところになりますので、多分頭にはですね実績書いてないところは、これから工認とかで、必要になったときに、実施する可能性があるけれど今実施してないので書いてませんとかそういうお話だったと思うんですけれど。
0:15:29	泊3号炉のやつはもう今書いてるのは本当に実施したっていうこといいですよ。はい、おっしゃる通りです。社内で実際に実績の有無を確認いたしましたして、設計したものですとか、
0:15:39	設計変更したものですとか、調達したものだということも確認した上で記載をしております。
0:15:48	規制庁ですわかりましたはいありがとうございます。
0:16:11	規制庁の方で少々お待ちください。
0:16:47	規制庁の恩田です。
0:16:51	承知いたしましたあと最後、添付11-11ページなんですけれど、
0:16:56	(6)でちょっとわからなくて、
0:17:01	尾野側と、
0:17:02	投入は原子力施設保安委員会って書いてあって、7ページでも同じ。
0:17:09	委員会が出てきてんですけど泊は7ページで出てきたのは確か原子力発電安全委員会って書いてあったんですけど、これ7ページのやつと、この11ページのやつで何が違うんですか。
0:17:21	はい、北海道電力の小林です。まず7ページ目につきましては設置許可の申請書を議論するということで本店の委員会名称を書いてございます。で、
0:17:30	11ページの方は設工認になりますと発電所の委員会で審議するということで、
0:17:36	発電所の委員会名称を書くと。
0:17:39	ですので、
0:17:40	東海第2は女川では、
0:17:43	本店で同じ委員会で審議をされるので、
0:17:46	同じ名称になってるんですけれども、
0:17:48	当社の場合は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:50	設置許可につきましては本店組織が取りまとめ、施行につきましては発電所組織を取りまとめということになっておりますので委員会名称が違うというご説明になります。
0:18:05	規制庁の方ですちょっと上のための確認なんですけど泊と同じようなパターンっていうのはそういうPWR、全体的にそういうあれなんすかね感じですかそれとも泊だけなんですか。
0:18:15	そうすると何かこれって、
0:18:19	耳取り時っていうかもう赤字。
0:18:22	赤字の内容なのかちょっともう設計自体が、といいますか方針自体が違いますっていうところなんですけれども。
0:18:33	北海道電力の木場伊勢。はい、承知いたしました。確かに緑だと、中身が一緒なの1と読めてしまうのでそこはそういう理由を含めて、
0:18:43	適正化いたしたいと思います。
0:18:46	規制庁のほうです私からは以上です。
0:19:04	規制庁大塚です。こちらからの確認は以上なんですけど、添11に関して事業者側から何か確認していくこととありますでしょうか。
0:19:14	他の谷中
0:19:15	ほかによります追加の御説明等はございません。はい。
0:19:20	はい。規制庁大塚です。それでは添11位のヒアリングはこれで終わりにしまして次、
0:19:28	少々お待ちください。
0:23:05	小針です。
0:23:14	はい。規制庁大塚ですそれでは添付11はこれで、ヒアリングの方は0にしまして、ここで10分間休憩しまして10分後に、監視、ヒアリングを再開したいと思います。
0:23:30	はい。規制庁大塚ですそれではヒアリングの方再開します。監視関係ということで、まずは事業者の方から説明をお願いします。
0:23:40	はい。北海道電力芝田です。先日のヒアリングを受けまして、審査会合向けの指摘事項回答をのパワーポイントを主に改正してますんで、それとともにあと一部、まとめ資料についても改正を行ってますんで説明させていただきます。
0:24:01	北海道電力の鍋田です。江藤、先日のヒアリングから少し時間がなかったということまでですね、コメント回答の形でちょっと整理の方ができてございませんが前回いただいたコメントといたしましてはパワーポイントの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:14	構成に関するものが中心でしたので、パワーポイントの方でご説明させていただきます資料 8-9 をご確認ください。
0:24:22	まず資料 8-91 ページ目、1 枚めくって 1 ページ目ですけれども、
0:24:27	まず回答のところ、記載のほう充実化してございます。趣旨といたしましては、指摘事項のですね、1 行目の後半辺りの防潮での影響等踏まえてというところ。
0:24:38	こちらをしっかりと受けとめた回答とするということで、まずこの回答の三行頭三行部分ぐらいにつきまして計測への影響については軽微であったということを前回会合での内容を簡単に記載させていただいた上で、
0:24:52	3 行目の中段ですね本回答では、設置場所を検討するため、その記述継続の確認観点以外、
0:24:59	からも検討しましたということで記載のほうを充実化して、
0:25:03	考えの方が少しわかるような記載に見直してございます。
0:25:09	1 ページ目の主な修正は以上でして、1 枚めくって 2 ページ目のほうをご確認ください。
0:25:15	2 ページ目図面のところですがけれども、こちら変更、青い丸が変更箇所を示しているということが明確にわかりやすいようにということで、記載のほうから修正してございます。
0:25:26	1 枚めくっていただいて 3 ページ目ですがけれども、こちらですね先ほどの 1 ページ目と同様でして衛藤。
0:25:33	計測の観点ではどちらでも測定が問題なく可能であるということを記載した上で、
0:25:39	表 1 の方につきましても、メリットデメリットというのがですね明確にわかるように表の構成を見直した上で、
0:25:46	前は計測の観点で、多少丸と三角でこう、
0:25:51	優劣つけていたんですけれどもそこはあくまで同じ、そちらの測定できるということで、
0:25:56	そういった部分は今回表から落としまして
0:26:01	改めては整理して設置判断の用意さという部分で海側は包丁の内側に置くほうがメリットがあるという記載に変更してございます。
0:26:12	ここですねちょっとまとめ資料の方に 1 ヶ所だけ飛ばしていただきたいと思います。
0:26:18	江藤比較対象ありませんので本体ということで資料 8 野呂空の方でちょっと紹介させていただきたいんですけれども、
0:26:28	ごめんなさい資料 8-3 でした。申し訳ございません資料 8-3 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:32	60-6 の 75 ページをご確認ください。
0:26:39	年ページで言いますと、
0:26:42	126 ページです。
0:26:52	こちらですね前回コメントの中でまとめ資料の方にも反映してください というようなコメントございました件でして、内側に置いた場合と外側 に置いた場合で本当にそ、
0:27:03	その内側の方が影響が小さいというのがわかるような図を追加するとい うことで、
0:27:08	衛藤角度等ですねきつき内側に置いた場合も追記して、
0:27:12	あとクラウドシャインについてですね、内側の方が、内側も外側でも同 じように測れますというような図面で作成してございます。
0:27:20	はい。パワーポイントの方に戻らせていただきまして、パワーポイント の 4 ページ目でございます。
0:27:26	この 4 ページ目からはですね、菅が滝町の件になりますけれども、こち らコメントの甲斐衛藤対応といたしまして人工芝でも問題ないというの がガイドブックに記載されているというのがわかるように黄色マーカー のところを修正してございまして、
0:27:41	もう 1 ページめくって、
0:27:44	ですけれども、
0:27:45	こちらはですねちょっと Cold そうさせていただいておりましたが、 芳賀滝庄野
0:27:50	代替設置場所可搬型すみません、常設の気象のところに置けない場合の アクセスルート上の設置場所
0:27:56	こちら白三角の場所を新たに設定いたしましてアクセスルート沿いで設 定してございます。
0:28:04	あと、当社からのご説明は以上です。
0:28:10	規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。それでは確認に入りた いと思います。
0:28:17	すみません、ではまず私から確認なんですけど、パワーポイントの 1 ペ ージお願いします。
0:28:24	1 ページの回答欄の最初の黄色部分の 1 行目の最後ぐらいからですね新 設、
0:28:34	防潮してから十分な離隔距離を確保できているところ。
0:28:38	ちょっと読んでて引っかけたんですけど、十分な離隔距離を確保でき ているところが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:44	一応遮られるシェアがあるということで、何か十分と言っていいのかどうかっていうところでちょっと引っかかったんですけど。
0:28:53	いかがですかね。
0:28:57	北海道電力の鍋田でございます。こちらにつきましては具体的な距離等がですね前回の会合でご説明した12メートルであるとか、13メートルというところで、
0:29:06	十分測定に問題ないということをもとめ資料の方で説明させていただいておりますので、そちらをもって十分隔離できる
0:29:15	十分な距離を確保できているというふうに説明させて、記載させていただいてございます。
0:29:32	規制庁大塚です。だから、遮られる視野が狭いけど、
0:29:38	測定するには十分な離隔距離があるという
0:29:42	意味合いだと思うので、
0:29:46	その辺ちょっとですね。
0:29:50	記載を適正化して、それがちょっとわかりやすいような記載にさせていただきたいんですけど、何か最初に新設防潮してから、
0:29:58	十分な離隔距離を確保的っていうのがあると。
0:30:02	何かちょっと引っかかる部分があったので、何かちょ
0:30:05	うまく、
0:30:06	修文できないでしょうか。
0:30:15	こと。
0:30:20	北海道電力芝田です。この離隔距離については以前平常時の線量が、
0:30:28	傍聴で設置前後で変わらないといったような評価もしてございまして、そういった観点で、近接していないというふうなこと。
0:30:37	をまず説明した上で、シェア
0:30:40	がす。
0:30:42	ほとんど遮られないって話をしてるんで確かに言葉が足りないような気もしますんで、その旨ちょっとの言葉を補うような形で修文したいと思
0:30:53	います。
0:30:53	規制庁、大塚です。よろしくお願いま
0:32:40	規制庁大塚ですちょっとコメン等の方確認しますので少々お待ちください。
0:58:53	はい。
0:58:54	規制庁大塚です。それではこちらからのコメントは以上ということで事業者側から何か確認しておくべき事項等ありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:03	ございません。
0:59:07	成長を使って承知しました。それではこれでヒアリングの方終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。